

栃木県産農産物デジタルプロモーション業務委託仕様書（案）

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県産農産物デジタルプロモーション委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

ターゲットを明確にした動画広告等によるデジタルプロモーションの手法を活用し、本県の特長ある農産物等の魅力を効果的かつ効率的に発信することで、本県産農産物のブランド力向上や消費拡大を図る。

2 委託期間

契約日から令和3（2021）年3月22日（月）

3 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、4の「実施計画書」において定めるものとする。

なお、業務委託の実施に当たっては、甲の助言を反映させるものとする。

（1）動画コンテンツ制作業務

ア 内容

- ・本県産農産物の認知度向上・消費拡大につながる動画コンテンツ（以下「動画」という。）を制作すること。
- ・制作する動画は、パソコン・タブレット・スマートフォンから映像を見ているターゲットに対して、栃木県に対する関心の有無に関わらず、感覚的に見入ってしまうことが期待される内容とすること。特に、動画再生の最初の5秒間を重視して制作すること。
- ・他のプロモーション動画との差別化を図るため、新規的かつ独創的な構成を意識し、話題性の高い動画とすること。
- ・他産地のものと比較した際の本県産独自の強み（ユニークセリングポイント）を意識して動画を作成すること。
- ・360°全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）等、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。

イ 仕様等

- ・1本当たりの長さは90秒～180秒程度を基本とするが、効果的な内容であればそれ以上の長さも可とする。
- ・各動画30秒のダイジェスト版も作成すること。
- ・制作する動画は、ウェブサイトやYouTube等の動画共有サービス（以下「動画共有サービス」という。）で再生可能なファイル形式とすること。
- ・画質のクオリティ等は現行で一般に配信される動画と同程度以上とすること。
- ・効果的な音響、テロップ、ナレーション、字幕等を使用すること。

ウ 動画テーマ

以下4テーマを制作すること。それぞれの動画制作に係る経費の配分にあたっては、(ア)：(イ)：(ウ)：(エ)＝2：2.5：3：2.5を目安とすること。

(ア) 栃木県産農産物PR動画

a 内容

- ・本県の主要農産物等（いちご、梨、米、とちぎ和牛等）を活用し、本県産農産物全体のイメージアップ、消費拡大につながる動画を制作すること。
 - ・安全で新鮮なイメージを想起できる内容とすること。
 - ・“栃木県”を想起できる動画となるよう工夫を行うこと。
- b ターゲット
30～50代女性（世帯の家計を握る購買層）
- c 本数
1本以上
- d 動画配信時期
令和2（2020）年11月上旬～
- e 活用方法
youtube配信、TrueViewインストリーム広告、駅デジタルサイネージ等

(イ) 「いちご王国・栃木」PR動画

- a 内容
- ・いちごの生産量が半世紀に渡って日本一である「いちご王国・栃木」の認知度向上及び県産いちごの消費拡大につながる動画を制作すること。
 - ・本県が開発した6品種（とちおとめ、スカイベリー、とちひめ、なつおとめ、ミルキーベリー、栃木i37号）それぞれについて、消費者の興味を引くよう工夫して紹介すること。
 - ・アニメーションを活用するなどし、訴求力の高い動画とすること。

【参考】

いちご王国プロモーション
栃木県農業試験場いちご研究所

- b ターゲット
性別問わず全世代（いちご王国の不認知層）
- c 本数
1本以上
- d 動画配信時期
令和3（2021）年1月中旬～
- e 活用方法
youtube配信、TrueViewインストリーム広告、駅デジタルサイネージ等

(ウ) 「とちぎの星」PR動画

- a 内容
- ・「とちぎの星」の認知度向上、消費拡大につながる動画を制作すること。
 - ・令和の大嘗祭に供納された話題性をブランド価値向上に効果的に結びつける内容とすること。
 - ・「とちぎの星」の品質や特長を印象づける内容とすること。
- b ターゲット
30代～50代女性（世帯の家計を握る購買層）
- c 本数
2本以上
- d 動画配信時期
令和2（2020）年7月上旬～（1本目）、12月上旬～（2本目）
- e 活用方法
youtube配信、TrueViewインストリーム広告、駅デジタルサイネージ等

(エ) 海外向け PR 動画

a 内容

- ・いちご、梨、米、とちぎ和牛の4品目それぞれについて、輸出先国における需要拡大につながる動画を制作すること。
- ・(ア)の動画で撮影した素材の中で活用できるものについては共通して使用することとし、必要に応じてターゲットに合わせた映像や効果等を追加するものとする。
- ・外国人が日本に抱くイメージ(侍、社寺、アニメ等)を効果的に用いるなど工夫し、「日本の”栃木の農産物」を印象づける内容とすること。
- ・中国語、タイ語及び英語をそれぞれ字幕として挿入すること。

b ターゲット

東南アジア諸国及び香港の富裕層(主要輸出先における購買層)

c 本数

いちご、梨、米、とちぎ和牛それぞれについて1本以上、計4本以上

d 動画配信時期

令和2(2020)年11月上旬～

e 活用方法

現地百貨店・量販店等売場でのモニター放映、youtube配信、TrueViewインストリーム広告

エ 成果品

・DVD等

それぞれの動画ごとに原盤1枚、複製ディスク10枚

オ その他

- ・企画提案書の作成にあたっては、動画内容がイメージできるよう絵コンテ等を挿入すること。
- ・制作に必要な取材、撮影、映像制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
- ・動画制作の提案にあたっては、新規撮影を原則とすること。ただし、本事業で作成する動画間で共有可能な素材については、重複して使用しても差し支えない。
- ・動画制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整を行うこと。
- ・制作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。)は栃木県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に栃木県に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- ・動画完成までに栃木県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

【参考】

以下を参考に動画を制作すること。

[ホームページ]

・「いちご王国」プロモーション

<https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/ichigooukoku/>

・栃木県農業試験場いちご研究所

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g61/>

・栃木県農業試験場 「栃木県が育成した品種」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g59/ikuseihinsyu.html>

- ・(一社) とちぎ農産物マーケティング協会
<http://tochigipower.com/>
- ・とちぎで生まれた4つのおいしい物語
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/work/documents/oishiimonogatari.pdf>

[品種の特長]

○いちご

- ・生産量が昭和43(1968)年から連続で日本一
- ・全国で唯一いちごを専門に研究する機関「いちご研究所」
- ・四季を通じて多種多様な品種が楽しめる
「とちおとめ」
- ・全国No.1のシェアを誇る「いちご王国」の主力品種
- ・甘味と酸味のバランスが良くスイーツとの相性が良い
「スカイベリー」
- ・大きい、美しい、美味しい三つ星いちご
- ・ジューシーで大粒な味わい
- ・自分へのご褒美や大切な人への贈り物に最適
「とちひめ」
栃木県内の観光いちご園でのみ食べることのできる幻のいちご
「なつおとめ」
- ・断面がハート型の夏採りいちご
- ・酸味が強くスイーツに最適
「ミルクベリー」
- ・ミルクのように白い「いちご王国」初の白いちご
- ・酸味が少なく、独特のまろやかな食感と甘さが特長
「栃木 i37 号」
- ・「いちご王国」の新品種いちご
- ・酸味が少なく甘さが際立ち、たくさん食べたくなるいちご

○梨(にっこり)

- ・非常に大きな果実で重さは1kgを超える
- ・シャリッとした食感で糖度が高く、ジューシー
- ・10月中旬～11月中旬に収穫される晩成の梨で貯蔵性が良いため正月にも食べられる

○米(とちぎの星)

- ・令和度悠紀地方の米に選出
- ・大粒でくずれにくく、豊かな甘みが特長
- ・粘り気が少なく冷めてもおいしい
- ・平成29年産から3年連続で米の食味ランキング「特A」獲得

○とちぎ和牛

- ・栃木県内の指定生産農家によって育てられた黒毛和牛
- ・格付枝肉等級A・Bの4・5等級のものに与えられる
- ・他産地と比較して飼育期間が平均して長く、キメ・シマリの良い肉質が特長
- ・牛が大きく育つため、各部位を大きくとることができる。

(2) 動画広告配信業務

ア 内容

- ・(1)で制作した動画が広く視聴されるよう下記に掲げた数値以上の目標広告視聴回数等を設定のうえ、「True View インストリーム広告」等の視聴成果報酬型広告を実施すること。
- ・広告配信費は、全ての動画を合わせて委託金額の6割程度を目安とすること。
- ・目標広告視聴回数は、イに記載する回数を下限にそれぞれの動画ごとに設定すること。

ととし、それに基づき目標インプレッション数も設定すること。

- ・予算規模に達しないうちに、広告視聴回数が目標回数に達した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。
- ・広告実施にあたっては別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。

イ 最低広告視聴回数

最低広告視聴回数については、以下のとおりとし、それぞれの広告配信（TrueView インストリーム広告等）に係る経費の配分にあたっては、(ア)：(イ)：(ウ)：(エ) = 1.5：2：5：1.5 を目安とすること。

- (ア) 栃木県産農産物 PR 動画
37.5 万回
- (イ) 「いちご王国・栃木」 PR 動画
50 万回
- (ウ) 「とちぎの星」 PR 動画
125 万回
- (エ) 海外向け PR 動画
37.5 万回

ウ 広告配信対象

配信対象は以下の国、地域に住むメインターゲットとし、詳細は栃木県と別途協議する。

- (ア) 栃木県産農産物 PR 動画
 - ・近畿圏（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- (イ) 「いちご王国・栃木」 PR 動画
 - ・関東圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、茨城県、群馬県）
 - ・近畿圏（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- (ウ) 「とちぎの星」 PR 動画
 - ・関東圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、茨城県、群馬県）
 - ・近畿圏（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- (エ) 海外向け PR 動画
 - ・東南アジア諸国（マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ等）及び香港

エ 広告配信時期

広告配信時期については、以下の期間での実施を目安とし、詳細は栃木県と別途協議する。

- (ア) 栃木県産農産物 PR 動画
令和2（2020）年11月～令和3（2021）年2月
- (イ) 「いちご王国・栃木」 PR 動画
令和3（2021）年1月～3月
- (ウ) 「とちぎの星」 PR 動画
令和2（2020）年7月～3月
- (エ) 海外向け PR 動画
令和2（2020）年11月～令和3（2021）年2月

オ 動画広告実施におけるサイト誘導及び目標設定について

- ・動画広告実施にあたっては、「Call to Action オーバーレイ」等を活用して以下のサイトへの誘導を図ること。
- (ア) 栃木県産農産物 PR 動画

とちぎ農産物マーケティング協会 <http://tochigipower.com/>

(イ) 「いちご王国・栃木」PR 動画

いちご王国プロモーション <https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/ichigooukoku/>

(ウ) 「とちぎの星」PR 動画

とちぎの星情報発信ページ 作成中

(エ) 海外向け PR 動画

契約締結後に栃木県と協議の上決定する。

- ・ 広告効果最大化のため、必要に応じてランディングページの構成、表現等への助言を行うこと。

(3) 効果測定及び報告業務

- ・ 動画及び広告配信について、閲覧回数、広告の表示回数、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等を動画からのサイト誘導状況等を分析しながら、定期的かつ栃木県の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等改善策を栃木県と協議の上、実施すること。
- ・ 可能な限り都道府県ごと、年齢ごとに分析を行うこととし、その他可能な分析について提案すること。

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。